

福井市の中核市移行による指定権限等の移譲に伴う 介護保険サービス指定申請事務等の取り扱いについて

平成 31 年 4 月に福井市が中核市に移行することに伴い、福井市内の下記の介護サービス事業所等の指定等に係る事務、指導・監督権限が福井県から福井市に移譲されます。

訪問介護	通所介護	介護老人福祉施設
訪問入浴介護	通所リハビリテーション	介護老人保健施設
訪問看護	特定施設入居者生活介護	介護療養型医療施設
訪問リハビリテーション	短期入所生活介護	介護医療院
居宅療養管理指導	短期入所療養介護	福祉用具貸与・特定福祉用具販売

※介護予防サービスも含む。

指定申請、変更届等の取扱いは、以下のとおりとなりますのでご注意ください。
福井県（長寿福祉課）と福井市（地域包括ケア推進課）で○のある方が申請等の提出先となります。

1 新規指定申請

内容	時期	福井県	福井市
申請の受理・審査	平成 31 年 4 月 1 日指定まで	○※ 1	
	平成 31 年 4 月 2 日以降の指定 (原則 5/1 以降指定)		○※ 2

(注)「○月○日指定」の「○月○日」は、指定の有効期間の始期を指します。

介護老人保健施設・介護医療院は新規指定でなく開設許可と読み替えます。

※ 1 平成 31 年 4 月 1 日付け新規指定の申請は、1 月末までに福井県に提出してください。

※ 2 平成 31 年 4 月 2 日以降（原則 5 月 1 日付け）の新規指定の申請については、平成 31 年 2 月 1 日から市が事前相談・提出書類を受け付けます。（ただし、書類の正式な受理日は 4 月 1 日以降となります。）

※それぞれ、早めの事前相談をお願いします。

※老人福祉法上の届出（開始・設置届）が必要な事業についても同様の取り扱いとなります。

2 指定更新申請

内容	時期	福井県	福井市
更新案内の発出	平成 31 年 4 月 1 日更新まで	○※ 1	
	平成 31 年 4 月 2 日以降更新		○※ 2
申請の受理・審査	平成 31 年 4 月 1 日更新まで	○※ 3	
	平成 31 年 4 月 2 日以降更新		○※ 4

(注)「○月○日更新」の「○月○日」は、更新後の指定の有効期間の始期を指します。

介護老人保健施設・介護医療院は指定更新でなく開設許可更新と読み替えます。

※1 福井県は、指定有効期間満了日の1か月前までに申請書類の提出がない場合のみ、催促を行います。

※2 福井市は、更新案内を指定満了日の約2か月前に各事業所等あてに行います。

※3 平成31年4月1日付け指定更新の申請は、1月末までに福井県に提出してください。

※4 平成31年4月2日以降の更新申請に係る対応は、平成31年2月1日から福井市が事前相談・提出書類を受け付けます。(ただし、書類の正式な受理日は4月1日以降となります。)

3 変更届、再開届、みなし指定不要届（変更・再開事由発生後10日以内）

内容	時期	福井県	福井市
届出の受理	平成31年3月31日までの届出	○	
	平成31年4月1日以降の届出		○

※老人福祉法上の届出（変更届）が必要な事業についても同様の取り扱いとなります。

4 休止届、廃止届（休廃止予定日の1か月前まで）

内容	時期	福井県	福井市
届出の受理	平成31年3月31日までの届出	○	
	平成31年4月1日以降の届出		○

※老人福祉法上の届出（廃止・休止届）が必要な事業についても同様の取り扱いとなります。

5 介護報酬

(1) 例年2月又は3月15日等を期限として届出が必要となるもの

内容	福井県		福井市	
	受理	審査・入力	受理	審査・入力
通所介護・通所リハの事業所規模に関する届出（4月～2月の月平均利用者数）	○	○※	—	△※
介護職員処遇改善加算 平成31年2月末日：新規の届出、計画書の提出	○	○※		
平成31年7月31日：実績報告			○	○

※3/15を期限として毎年届出が必要なものは、原則として福井県で受理、審査・入力を行います。3/22(金)終了時点で処理が完了していないものは、福井市に引き継がれます。

(2) 加算関係(届出が必要なもの)

届出時期	適用	福井県		福井市	
		受理	審査・入力	受理	審査・入力
平成31年3月15日までの届出	平成31年4月1日から	○	○※1		△※1
平成31年3月16日～3月31日の届出	平成31年5月1日から	○	○※2		△※2
平成31年4月1日～4月15日の届出				○	○

※1 平成31年3月15日までに届出のあった4月分適用分の加算届については、原則として福井県で受理、審査・入力を行うが、3/22(金)終了時点で処理が完了していないものは、福井市に引き継ぎ、福井市が審査・入力を行う。

※2 平成31年3月16日～3月31日に届出のあった5月適用分の加算については、福井県で受理し、可能な範囲で審査・入力を行うが、3/22(金)終了時点で処理が完了していないもの及びそれ以降の届出は、福井市に引き継ぎ、福井市が審査・入力を行う。

6 業務管理体制整備

業務管理体制整備に関する届出の届出先等はこれまでと同様の取り扱いとなります。

届出先は下記のとおりです。

区分	届け先
①事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事
③全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
④全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
⑤地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

7 その他

指定権限が福井県から福井市に移ることに伴い、運営規定に変更が生じる場合は変更届出を提出してください。

8 介護保険サービス等に関する主な窓口（申請受付・お問い合わせ）

◆【担当部署】福井市地域包括ケア推進課：市役所別館1階（Tel 0776-20-5400）

業 務 内 容
<ul style="list-style-type: none">・ <u>介護保険事業所及び介護保険施設の指定申請、加算の届出等に関すること</u>・ <u>有料老人ホームの設置届等に関すること</u> <u>（※サ高住の設置届出は市住宅政策課Tel20-5571）</u>・ <u>軽費老人ホームの設置届等に関すること</u>・ <u>養護老人ホームの設置届等に関すること</u>・ 地域密着型事業所の指定申請、加算の届出等に関すること・ 地域包括支援センター全般に関すること・ 介護予防支援事業所に関すること・ 総合事業に関すること・ 元気度調査に関すること・ 認知症検診に関すること・ 認知症カフェに関すること・ 見守りネットワークに関すること・ 認知症行方不明高齢者事前登録等に関すること・ 認知症サポーター養成講座に関すること・ キャラバンメイトに関すること・ 介護者のつどいに関すること・ ひとり暮らし高齢者等の在宅福祉サービス等に関すること・ 住まい環境整備支援事業に関すること・ 成年後見制度に関すること・ 高齢者虐待防止に関すること・ 社会福祉法人の定款の変更等や現況報告に関すること・ 介護サービス事業者連絡会に関すること・ 上記に係る相談、苦情等に関すること

◆【担当部署】福井市介護保険課：市役所別館2階（Tel 0776-20-5715）

業 務 内 容
<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険制度全般に関すること・ 介護保険料の納付に関すること・ 保険料の還付、充当に関すること・ 要介護認定に関すること・ 被保険者証に関すること・ 負担割合に関すること・ 給付制限に関すること・ 高額介護サービス費に関すること・ 高額医療合算介護サービス費に関すること・ 給付管理依頼に関すること

<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付費実績取り下げに関する事 (※総合事業を含む) ・ 居宅サービス利用者負担軽減事業に関する事 ・ 社会福祉法人等による利用者負担助成事業に関する事 ・ 訪問介護利用者負担助成事業に関する事 ・ 特定入所者介護サービス費に関する事 ・ 居宅介護支援事業所の指定、加算の届出等に関する事 ・ 居宅サービス計画書作成依頼届出書に関する事 ・ <u>住宅改修に関する事</u> ・ <u>福祉用具購入、貸与に関する事</u> ・ <u>事故等報告書に関する事 (※有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サ高住も含む)</u> ・ すこやか介護用品に関する事 ・ 住所地特例に関する事 ・ 特例入所の届け出に関する事 ・ 短期入所サービス利用者の状況確認に関する事 ・ 介護相談員に関する事 ・ 障害者控除対象者認定に関する事 ・ おむつ代医療費控除の証明に関する事 ・ 上記に係る相談、苦情等に関する事

◆ 【担当部署】 福井市地域福祉課：市役所別館3階 (TEL 0776-20-5786)

業 務 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>介護保険事業所及び介護保険施設等の実地指導に関する事</u> ・ 社会福祉法人の監査に関する事 (※主要事業(高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉)の区分にかかわらず全て) ・ <u>集団指導に関する事</u> ・ 上記に係る相談、苦情等に関する事

◆ 【担当部署】 福井県長寿福祉課：県庁3階 (TEL 0776-20-0331)

※下記の事務については、県管轄のままです。

業 務 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス情報の公表制度に関する事 ・ サービス付き高齢者向け住宅普及促進事業補助金に関する事 ・ 介護支援専門員の登録手続き等に関する事 ・ 上記に係る相談、苦情等に関する事

指定介護保険サービス事業者や高齢者福祉施設等に係る 条例の独自基準等について

(1) 独自基準等の考え方

厚生労働省令の基準等に加え、市民が事業所や施設を安心、安全に利用できることを目的とし、利用者の権利擁護や身体の保護という観点を中心に独自基準等を定める。

(2) 独自基準等内容

		A	B	C	D	E	F
		暴力団の排除	虐待防止体制の整備及び研修	非常災害対策の強化	記録の整備（保存年月）	居室の定員	身体的拘束等の適正化
①	養護老人ホーム	○	◎	○	○		
②	特別養護老人ホーム	○	◎	○	○	◎	
③	指定居宅サービス （予防含む）	○	◎	○ 訪問系サービスは除く	◎		◎ 特定施設は除く
④	指定介護老人福祉施設	○	◎	○	◎	◎	
⑤	介護老人保健施設	○	◎	○	◎		
⑥	指定介護療養型医療施設	○	◎	○	◎		
⑦	介護医療院	○	◎	○	◎		
⑧	軽費老人ホーム	○	◎	○	○		
⑨	有料老人ホーム	○	◎	○	○		◎
⑩	サービス付き高齢者向け住宅	○	◎	○	○		◎

◎・・・福井県と同様の独自基準等（Bの解釈等は若干違います。）

A 暴力団の排除（全ての施設・事業所）

本市では、暴力団による不当な影響を排除し、安全で平穏な市民生活の確保に資することを目的として「福井市暴力団排除条例」を制定しています。この趣旨を踏まえ、全ての事業から、暴力団の影響を排除しようとするものです。（義務）

独自条例	解釈
<p>【設置者が法人に限られない場合】（居宅サービス、介護予防サービス）</p> <p>〇〇〇の設置者（設置者が法人である場合においては、その役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者をいう。）を含む。）は、福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。</p> <p>【設置者が法人に限られる場合】（居宅サービス、介護予防サービス以外）</p> <p>〇〇〇の設置者及びその役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者をいう。）は、福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の指定（指定の更新を含む。以下同じ。）申請の際に、設置者・役員等が暴力団員等ではない旨の誓約書を提出してください。 ・暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならないとは、例えば①相手方が暴力団員であることを分かっているながら、その主催するゴルフ・コンペ等に参加している場合、②相手方が暴力団員であることを分かっているながら、頻りに飲食を共にしている場合、③誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合、④暴力団員が関与する賭博等に参加している場合等を指します。

B 虐待防止体制の整備及び研修会（全ての施設・事業所）

利用者が安心してサービスを利用できるよう、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を講ずることを規定します。（義務）

独自条例	解釈
<p>〇〇〇は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要な体制の整備」とは、具体的には下記のとおり。 ア 虐待の防止に関する責任者の選定(管理者を想定。) イ 成年後見制度の利用支援(本人・家族等へ制度や相談窓口の紹介、制度が必要な利用者の把握及び相談窓口等の紹介。) ウ 苦情解決体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ※通常の苦情解決体制整備と同じです。 ・研修は年1回以上実施してください。(身体拘束等以外の人権擁護や虐待防止に関する内容を含むこと。伝達研修も可) ※市で虐待防止の研修を年1回開催予定。

C 非常災害対策の強化（③の訪問系のサービスは除く、全ての施設・事業所）

非常災害時においては、地域等との連携協力体制の構築が必要であり、このためには、平常時からの連携の充実を図る必要があると考えられていることから、当該規定を設けます。（1～3は義務。4は努力義務）

独自条例	解釈
<p>〇〇〇は、利用者の特性及び〇〇〇の周辺地域の環境等を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに地域との連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者及び利用者に周知しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の特性」とは、寝たきり、認知症、吸痰、酸素吸入、胃ろう、点滴が必要等。 ・「周辺地域の環境」とは、土砂崩れや氾濫の危険性が高い等。 ・「関係機関への通報及び連携の体制」とは、設備会社、市の防災担当等への報告、連絡体制(連絡先、連絡者の確認等)等の整備。 ・「地域との連携の体制」とは、地域住民が参加した防災訓練の実施、連絡体制の整備。(地域の防災訓練に参加したり、参加してもらう。自治会長、自主防災組織、民生委員、福祉委員等の連

<p>2 ○○○は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 ○○○は、非常災害が発生した場合には、利用者の安否情報を市に報告する等、市と連携を図らなければならない。</p> <p>4 ○○○は、非常災害時において特に配慮を要する者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに努めるものとする。</p>	<p>絡先等の確認等。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的計画等の定期的な従業員及び利用者への周知については、防災訓練等に合わせて年2回以上行ってください。 ・非常災害が発生した場合に、安否確認がとれない、特に配慮が必要な利用者(介護の内容や程度、1人暮らしである等の事情を踏まえ、事業者等が判断する。)がいる場合には、「災害時安否確認報告書」で市へ報告してください。 ・非常災害発生時に、市から高齢者等の受入要請があった場合(福祉避難所以外)に、事業所等の被災状況等を踏まえ、受入れが可能な場合に、その範囲内で受け入協力を求めるものです。
--	--

D 記録の整備（保存年月）（全ての施設・事業所）

過誤等にかかる介護給付費等の返還請求権の時効が5年であることから、当該規定を設けます。
（義務）

独自条例	解釈
<p>○○○は、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の保存年限を5年とします。

E 居室の定員 (②、④)

平成 24 年 4 月に国基準が改正され、居室の定員は 4 人以下から原則 1 人になりましたが、既存施設の増改築等に際しては、敷地の制約等により、施設の入居定員を減らさざる得ない事態が想定されることから、当該規定を設けます。

独自条例	解釈
<p>〇〇〇の居室の定員は、1 人とする。 ただし、地域の実情等を踏まえ、市長が必要と認める場合は、2 人以上 4 人以下とすることができる。</p>	<p>・市長が必要と認める場合とは、既に多床室が整備されている施設について、老朽化等に伴う建て替えの際に、敷地の制約等により同様のベット数を確保しながら個室に建て替えることが困難である場合等です。</p>

F 身体的拘束等の適正化 (③ ※ただし、特定施設入所者生活介護は除く。)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講ずるよう努めることを規定するものです。(努力義務)

※特定施設及び他の施設は法令上義務付けされています。

独自条例	解釈
<p>〇〇〇は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 箇月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>・委員会の構成は事業所の管理者及び従業者のほか、第三者等(民生委員・自治会長等)を活用した構成とすることが望ましいです。</p> <p>・委員会では具体的に、次のようなことを想定しています。</p> <p>①身体的拘束について報告するための様式を整備すること。</p> <p>②介護従業者その他の従業者は、身体的拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束について報告すること。</p> <p>③身体的拘束適正化のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>④事例の分析に当たっては、身体的拘束の発生時の状況等を分析し、身体的拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p>

<p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。</p>	<p>⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の結果の周知は、会議や記録回覧等の周知徹底できる方法で行います。 ・指針には次の項目を盛り込むこととします。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業所における身体拘束適正化に関する基本的考え方 ②身体拘束適正化のための委員会その他の事業所内の組織に関する事項 ③身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針 ④事業所内で発生した身体的拘束の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤身体拘束発生時の対応に関する基本方針 ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他身体拘束適正化の推進のために必要な基本方針 <p>・研修は年2回以上開催し、実施内容については記録してください。</p>
---	---

福井市地域包括ケア推進課 あて

年 月 日現在

(メール : houkatsucare@city.fukui.lg.jp FAX : 0776-20-5426)

災害時安否確認報告書

基本情報						状況			
氏名 (被保険者番号)	性別	生年月日	住所	世帯 状況	連絡先	最後に安否を確 認した日時・場所	介護認定	基礎疾患及 び病状	備考
()									

事業所		
事業所名	連絡先	記入者氏名

【留意事項】

- ・非常災害が発生した場合に、安否確認がとれない、特に配慮が必要な利用者(介護の内容や程度、1人暮らしである等の事情を踏まえ、事業者等が判断する。)がいる場合には市へ報告してください。
- ・個人情報のため、取り扱いに注意してください。

記入例

災害時安否確認連絡書

基本情報						状況			
氏名 (被保険者番号)	性別	生年月日	住所	世帯 状況	連絡先	最後に安否を確 認した日時・場所	介護認定	基礎疾患及 び病状	備考
福井花子 (1234567891)	女性	S1.7.1	福井市大手3丁目	1人暮 らし	20-540×	〇月〇日 16 時頃 本人宅	要介護1	認知症 糖尿病	
()									

事業所		
事業所名	連絡先	記入者氏名
〇〇事業所	20-540×	福井太郎

【留意事項】

- ・非常災害が発生した場合に、安否確認がとれない、特に配慮が必要な利用者(介護の内容や程度、1人暮らしである等の事情を踏まえ、事業者等が判断する。)がいる場合には市へ報告してください。
- ・個人情報のため、取り扱いに注意してください。